

兵庫県パートナーシップ制度と連携して利用できる・利用しやすくなる行政サービス (公営住宅・病院以外)

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和6年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
- ・掲載されていないものについても、調整が整ったものを追加更新させていただきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受理証明書の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービスの利用については、受理証明書の提示が不要な場合があります。

●神戸市

No.	行政サービス等の内容	受理証明書の提示等		問い合わせ先		備考
		必要	不要	担当課	電話番号	
1	神戸市災害見舞金の給付申請	○		福祉局くらし支援課		
2	犯罪被害者等生活支援金の給付申請	○		危機管理室地域安全推進担当		
3	鶴越合葬墓の利用申込	○		健康局斎園管理課		
4	罹災証明書・罹災届出証明の交付申請(火災によるものを除く)	○		各区の受付窓口		